

議第68号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大 作

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

1,100
2,300

を

1,650
3,450

に、

550
1,150
1,150
570
1,150
10,370
13,820
1,360
1,720

を

820
1,720
1,720
850
2,300
15,550
20,730
2,040
2,580

に、

250
470

を

370
700

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市野外活動施設花背山の家条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。